福知山市入札監視委員会(平成25年度第1回)議事概要

HI ##			
開催日時及び場所	平成 25 年 7 月 3 日 (水)		
	午後2時10分~4時20分		
ata de la contraction (miles NIC)	福知山市民会館 31 号室		
出席委員氏名(職業)	委員長 蒿 橋 行 雄 (弁護	雙士)	
	委員伊多波良雄(大学	学教員)	
	委員春春和竹仁(大学	学教員)	
議事概要	1 開会あいさつ (松山市長)		
	2 委員長の選出	67.0.2	
	・委員長は互選により髙橋		
	・委員長代理は委員長が伊多波委員を指名 3 報告事項		
	・平成 25 年度格付基準に	ついて	
	・公共工事設計労務単価に係る特例措置について		
	・最低制限価格の見直しについて		
	4 議事		
	(1)平成 24 年度(10 月~3 月)の入札・契約の実施状況につ		
	いて		
	(2)抽出工事に関する審議に	こついて	
	(3) 次回抽出委員の選出	才顺一 0 7 0 4 4 17 10)	
	・伊多波委員を選出(五十音順で2名の持ち回り) (4)次回開催日程の調整		
	後日、調整する		
審議対象期間	平成 24 年 10 月 1 日 ~ 5	平成 25 年 3 月 31 日	
条件付一般競争入札	1件		
公募型指名競争入札	1件	 対象件数 5件	
指 名 競 争 入 札	2件		
随 意 契 約	1件		
委員からの意見・質問	意見・質問	回 答 等	
とそれに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会意見の内容	条件付一般競争入札の入札参加条件及び指名競争入札の指名 理由は、競争性が保てるよう考えていただきたい。また、随意契 約とならないような工夫、大きな工事の費用便益分析、予定価格、 最低制限価格についても検討していただき公正な競争の確保に 努力いただきますようお願いします。		

別紙

「3 報告事項 平成 25 年度格付基準、公共工事設計労務単価に係る特例措置、最低制限価格の見直しについて」

意見・質問	回答等
○公共工事設計労務単価の運用 に係る特例措置について(1) どのような背景があったの か。	平成 25 年 3 月 29 日、国交省から賃上げの協力要請があり、労務単価が発表された。全国平均で 15%、被災 3 県では 21%上がった。
○公共工事設計労務単価の運用 に係る特例措置について(2) 通知があったということだ が、拘束力はあるのか。	拘束力というより、国の政策に府も市も協力し、建設 産業を盛り上げていくことになるかと思う。
○公共工事設計労務単価の運用 に係る特例措置について(3) 単価が上がれば、契約金額 も上がる。予算の手当てはど うなっているのか。	予想では、単価の増加による増額は、3%前後と考えている。入札残などの不要額を充てて対応できる範囲ではないかと判断している。
○最低制限価格の算式について この算式は最低制限価格を 設定するにあたって参考にす るということか。	この式は低入札調査基準価格を算出する式であり、これを元に地方自治で許される範囲で最低制限価格を決めている。 (※低入札調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のことであり、福知山市ではこれを参考に最低制限価格を設定している。)

「4 議事(1)平成24年度の入札及び契約手続きの運用並びに実施状況について」

意見・質問	回答等
○指名停止について(1)	
落札者となったにも関わら	入札はしたが、その契約物品は海外で製作するもので
ず、契約を締結しなかったた	あり、期限までに納入できないことが判明したので、契
め指名停止となった業者があ	約締結できないと申し出があった。給食のときに使う机
るが、どうゆう理由でこうな	と椅子が一体化した製品で、メーカーは国内業者だが、

ったか。調査はしたのか。

生産は海外で行うものであった。

○指名停止について(2)

契約締結できなかった後 は、どうしたのか。

入札のやり直しはせず、その入札で2番目に低い入札 額の業者と契約をした。

○指名停止について(3)

2番目の業者と契約すると るのか。

地方自治法施行令の 167 条の 2 第 9 号に、落札者が契 いう規定は、どこに書いてあ│約を締結しない時に、随意契約ができる規定がある。こ れをもとに随意契約をした。

「4 議事(2)抽出工事に関する審議について」関係

1 下水工第13号 蛇ヶ端汚水中継ポンプ場し渣洗浄機他更新工事・・・条件付一般競争 入札

意見・質問

- ○入札参加資格のある9者のう ち、7者が辞退しているが、 辞退の理由は。また、どの段 階で辞退と言ってきたのか。
- ○変更契約で工期を4ヶ月延ば しているが、事前に予測でき なかったのか。
- ○この工事は古い設備を新しい 設備に更新する工事だが、落 札者は前回施工した業者と同 じか。
- ○別の案件で、発注工事一覧表 にある「場内ポンプ場し渣沈 砂除去設備更新工事」は同じ ような工事と思うが、入札者 の数は。落札者は。

回答等

5者が予定価格と合わない、2者が積算が間にあわな いという辞退理由だった。辞退の届け出は、入札参加通 知後、10日間ほどの間にあった。

工期延長の理由は、住宅等の密集地へ機械の搬入等が 当初予定どおりにいかず、内容変更の調整に時間がかか ったためで、あらかじめ予測はできなかった。

今回落札した業者は、前回施工した業者とは異なる。

入札参加申請者数は8者、うち6者が入札を辞退した。 落札業者は朝日企業㈱であった。

- ○9者中、入札は2者のみであった原因はどこにあるのか。 以前から設備の更新工事の入札は辞退が多い。毎回同じことを繰り返しているだけでは何の進歩もない。充分に競争性が確保できるよう入札参加条件の決め方を工夫してほしい。入札参加条件に関して、契約監理課は指導ができる立場にあるのか。
- 一般に機械器具設置という業種は、建設業法で決まっている条件を満たす技術者が少なく、入札参加業者が集まりにくい。入札参加条件については取決めを指名選定委員会で決定している。いろいろと競争性が増すような方法を考えているが、現状はこうなっている。契約監理課から、競争性が出来るだけ確保できるような形を求めているが、入札制度をどう変えるかというところまでは至っていない。
- ○入札参加条件は、契約監理課が入っている委員会で決定されるのか。それとも下水道課の案件は上下水道部で決めて、それを基本的に認めるとしているのか。条件を変えるよう契約監理課から提案できるか。

入札参加条件は、契約監理課 指名選定委員会は、市長部局、上下水道部局それぞれ が入っている委員会で決定さ にある。上下水道部局の指名選定委員会にも契約監理課 れるのか。それとも下水道課 長は出席しているので意見を言うことはできる。

○指名選定委員会が各部局にあるというのは奇異な感じがする。契約監理課はいろんな情報を持っているから、それを全体として有効に使おうと思うと一つの委員会で全員でオープンにして議論することが本来のやり方ではないか。指名選定委員会のあり方についただきたい。

特殊な案件については、市長部局の指名選定委員会の中で、その他事項として意見を交換していこうという流れには少しずつしているところである。

2 教総第69号 成仁小学校グラウンド防球フェンス新設他工事・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
○変更契約をして契約金額が減	変更契約の原因は、現場に入った後に起きたものであ

額となっているが、最低制限 価格は変わってこないのか。 最低制限価格未満で失格となった業者が2者あるが、問題 ないか。

○指名業者選定理由の「地域性 他により」について説明を。

○学区単位で地域性を広げるな ら、複数の隣接する学区があ る場合、どの学区を選ぶかは、 どうやって決めるのか。学区 といっても簡単に選べない状 況が想像される。

ある特定の工事現場を中心 にした地域性をなぜ基準にす るかわからない。

○福知山市内が地元であるというのはわかるが、工事現場を中心として小学校区範囲を地元と定義し、災害時にそこの業者が助けてくれるというのは、論理的に信じがた何から離れているだろう。 工事をしたいがある。 では、治理には限界がある。 では、治されかりやすく、指名でもかりやすく、指名であるともかりやすく、

る。発注者と受注者が協議し、目的達成のために必要であると決まれば、発注者が指示を出して変更の手続きを始める。最低制限価格は当初の設計書をもとに決められており、応札者も当初設計に合わせて入札しているので、変更で減額となっても問題はない。

この工事は、工事規模から B 等級以上の業者で入札することになるが、できるだけ地元の業者を重視するために、所在地が現場に近い B 等級と A 等級の業者を、決められた指名業者数に達するまで選定した。現場に近い範囲の考え方は、小学校区単位で考えている。なぜなら福知山市では小学校区単位で地域性を持っていることが多いから。

その学区を中心に、全体的なバランスを見ながら、学区はこれでいいか指名選定委員会で提案し審議している。また、福知山市の指名の基本的な考えは、地元の建設業者であることとしている。地元業者には、台風、大雨等による災害復旧工事、除雪等に機動力を持って市民の生命や財産、生活の安全を守っていただいている。これらの地域貢献は、地元や本市にとって重要である。競争原理を基本とする中で、地元建設業者育成の観点からも地元業者への配慮を最優先に考えて、可能な限り分離分割発注し、入札参加機会の確保に努めている。

る業者はすべて選べばいい。 最初からある業者だけを選定 すると、競争性は低下する。 少し検討していただきたい。

3 危管第 11 号 福知山市防災行政無線屋外子局設置工事···随意契約

意見・質問

○施工できるのは一者しかない どのように算出したのか。採し 用率が 94%となっているこ ととの関係は。

回答等

設計金額は設置場所によって異なってくるので、施工 という工事だが、予定価格は | すべき内容を固めた上で積算した。材料費や人件費は公 共建築工事積算基準や建設物価などの刊行物を用いて一 般工事と同様に算出をしている。受信装置など製造業者 が特定されるものについては、見積を徴取し、市の基準 に基づいて査定をした上で設計に加えている。

> 随意契約の場合は、業者と交渉して契約金額を決めて いる。市民の安心安全を守る施設であり、品質に問題の ない範囲で、できるだけ安くしてもらった結果、この採 用率になった。

○そもそもこの業者がこの工事 をやるようになった経緯は。

このままでは、これに関連 する工事は永久にこの業者と 随意契約することになる。こ れ以外の方法は考えられない か。例えば長期的な観点で考 | えて、システム自体を変更す ば、結果的に安くなることも ある。

また、情報化の時代である から、設計図などがあれば、 他の企業でも可能ではない か。他社の実行可能性につい ても考えるなど、工夫をして いただきたい。

平成5年度からこの業者と契約している。20年前の ことであり、当時の資料は確認できていないが、おそら くその当時、取扱いのある業者で入札を行って決まった のではないか。

長期的には、防災行政無線をデジタル化する動きも出 てきているので、その際に適切な方法に変えていくこと ができるのではないか。

この業界では、ID(選択呼出番号)は汎用性のあるも ることを前提として入札すれ | のとはなっていない。各業者それぞれが IDを持っており、 他社の ID を取得して取り扱うのは不可能である。全国的 にも、そういった取り扱いはないと聞いている。

4 市公第20号 (仮称)市民交流プラザふくちやま建設工事に伴う建築工事・・・公募型 指名競争入札

意見・質問

○3者による共同企業体で施工 員1者と構成員2者は、それ ぞれ金額的にどの程度担当す

るのか。

- ○出資比率とはどのように決ま るのか。入札に係る予定価格 とは関係なく決められるもの なのか。
- ○この工事を設計した業者はど かったのか。コンペとかした のか。
- ○この建物の費用便益分析はし たのか。
- ○この工事は、かなり額が大き いため、費用便益分析をやっ てしかるべきである。最近、 公共事業ではB/Cは1以上で ないといけない。費用便益分 析を強制的に行う部署はない のか。各部が判断しているの か。
- ○最低制限価格未満の失格者が 5者あり、最低制限価格を上 回った業者の数より多い。半 分以上の業者がもっと低い額

回答等

概ね2億円以上の工事は共同企業体方式による公募型 する工事であるが、代表構成 | 指名競争入札で調達する。共同企業体は結成時に各業者 の出資比率を決めることになっており、出資比率の最も 大きい者が代表構成員となる。決まっているのは出資比 率のみなので、どの部分をどう担当するかではなく、一 つの会社として責任などを出資比率に応じて分担してい ると理解していただくのが良いと思う。

> 出資比率は、最低でも何%以上という決まりがある。 共同企業体を構成する3者による話し合いで決めている と思う。出資比率だけ決まりがあり、金額(予定価格) に関する決まりはない。

設計業者は安井建築設計事務所で、入札により決まっ こか。金額は、どのくらいかした。金額は約6千万円だった。

していない。

費用便益分析について、どのような場合に行うかは決 まっていない。高度な行政需要に基づいて、このような 施設が必要であり、目的を達成するためということであ るが、従来から B/C をやった上でという取り決めがない ため、このようになった。

最低制限価格は、まず設計額があり、それに低入札調 査基準価格の算式を適用して決まる数値を参考にして決 めている。本市では、複数人が最低制限価格を設定し、 その平均を最低制限価格としている。

で出来るということだが、最 低制限価格の設定の仕方はこ れでいいのか。

○市としては計算式があるから それでいいということかもし れないが、結果的にもっと安 い価格でできたのではと感じ る。価格の決め方、参加資格 の決め方に関して、もう少し 厳しい態度で臨む姿勢があれ ばいいと思う。

5 都計第65号 多保市正明寺線(高畑工区)橋梁下部工(A1橋台)その2工事・・・指名 競争入札

意見・質問

- ○最低制限価格未満による失格 ような入札金額となっている が、予定価格が高すぎるとは 考えられないか。
- ○土木一式のA等級の業者ばか り指名されているが、市の取し 決めによるなら、この工事規 模であればB等級の業者を指 名すべきではないか。B 等級 の業者ではできない工事なの か。
- ○次回から、「地域性他により」 という選定理由の表現をもう 少し詳しくして、書面で提出 していただきたい。

回答等

国や府からいただいた単価や歩掛りに基づいて設計し 者数が多い。どの業者も同じ│て予定価格を設定しているので、それで正しいと考えて いる。失格者が多いのは、最低制限価格付近をめぐる熾 烈な受注競争があった結果と理解していただきたい。

> この工事は、水管橋が工事範囲に接していることから 技術力、調整能力などが求められる。また、工期的にも 厳しい工事である。いろいろな難しい現場条件があるた め、すべてにおいて対応できるよう A 等級から選定した。 B 等級でもできる業者はいるかもしれないが、やはり A 等級の業者であれば必ず対応できると考えてこのようし た。指名理由として「地域性他により」と記載している が、その中にはこのことも含んでいる。